

公立大学法人名古屋市立大学 ネーミングライツ事業（提案募集型）
募集要項

公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）は、「名古屋市立大学広告掲載掲載要綱」及び「名古屋市立大学ネーミングライツ事業実施要項」に基づき、自己収入の拡大を図り、本学の運営、教育及び研究など大学運営に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1 ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、本学の施設等（公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程（平成18年4月1日制定）第3条第1号に規定する土地、建物及び構築物並びに研究室、実験室、講義室、事務室、会議室、ホール等の建物を構成する部分をいう。以下同じ。）のうち、本学が指定するものに事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等（以下「別称等」という。）を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、ネーミングライツを付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいいます。

そのうち、事業者等が対象施設を指定してネーミングライツ事業を本学へ提案するものを「提案募集型」といい、募集内容等を本募集要項により定めます。

2 対象施設等

原則本学が保有する共用施設等ですが、事情により対象とできない施設等もあるため、事前に相談いただき確認してください。

3 応募資格

次の各号に定める業種又は事業を営む者は、ネーミングライツ事業への応募資格を有さないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの

- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- (12) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (15) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (16) 各種法令に違反しているもの
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

4 ネーミングライツの付与期間

ネーミングライツを付与する期間は、原則として4年以上とします。

5 別称等の付与条件

次の各号のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の別称等として設定することができません。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 本学のネーミングライツ事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

- カ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、公共性、中立性又はその品位を損なう等内容として不適当であると認められるもの
- (5) その他別称等として適当でないと本学が認めるもの

6 ネーミングライツパートナーのメリット

- (1) ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサインや案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。サイン等の内容（デザインや大きさ）、設置場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。
- なお、サイン等の設置、変更及びネーミングライツの付与期間終了後の原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。
- (2) 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- (3) ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- (4) その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。
- (5) ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツを取得した施設において、当該施設が対外的に貸付対象となっている場合、貸付の優先権貸与や貸付料の減免は行いません。

7 応募方法

- (1) 指定代理店
- 提案募集型の事前相談や申込などは、本学が指定する広告代理店（以下、「指定代理店」という。）を通してください。
- (2) 事前相談
- ネーミングライツ事業（提案募集型）の実施申込を検討している場合は、条件等の確認が必要になるため、必ず事前相談を行ってください。
- (3) 提出書類
- 事前相談を行った後に、下記の提出書類を提出してください。

- ア ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第2号）
- イ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等（平面図、材料や取付方法がわかる詳細図、場合によっては立面図や展開図も）
- ウ 法人等の概要を記載した書類（会社概要）
- エ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- オ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- カ 直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書
- キ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- ク その他募集要項において必要とする書類

(4) 応募に係る留意事項

- ア 提案募集型に係るネーミングライツ事業実施申込書の受付をもって、当該施設等に係る受付は一旦停止し、当該応募について審査します。ただし、同一施設等に複数の事前相談があり、そのうちの1者から申込が行われた場合は、当該申込受付後1週間以内に、他者へ申込の意向確認をした上で、複数の受付を行う場合があります。なお、当該応募が不採用になった場合は、当該施設等に係る受付を再開します。
- イ 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- オ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

(5) 申込書提出先

公立大学法人名古屋市立大学事務局経営企画部広報室
〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1
TEL：052-853-8328
E-mail：ncu_public@sec.nagoya-cu.ac.jp

8 実施決定及び選定方法

ネーミングライツ事業実施申込書の受付後、当該事業実施の可否について本学において決定します。

ネーミングライツパートナーの選定にあたっては、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において、応募資格、別称等、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を基に総合的に判断します。

9 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを選定しないこととします。また、

契約を締結した後、その法人名、施設等の別称等について本学のウェブサイト等で公表します。

10 契約の締結

本学は、ネーミングライツパートナーとして決定をした事業者等とネーミングライツの契約を締結します。

なお、別称等使用期間（契約期間）終了の6か月前までに契約延長を申し入れた場合は、当該施設等の契約延長について協議を行います。

11 ネーミングライツ料の納入

本学が発行する納入依頼書で指定された期日までに、指定した預金口座に原則として年度ごとに一括で納入していただきます。

12 契約の解除

(1) 本学は、以下の各号いずれかに該当するとき、ネーミングライツの付与を直ちに取り消し、契約を解除します。

ア ネーミングライツパートナーが本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合

イ ネーミングライツパートナーが社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合

ウ ネーミングライツパートナーが倒産又は破産等をした場合

エ ネーミングライツパートナーが広告掲載の取下げを申し出た場合

オ ネーミングライツの契約締結後において、ネーミングライツパートナーが「3. 応募資格」のいずれかに該当することとなった場合

(2) 本学は、以下の各号に該当するとき、一定の期間を定めて改善すべき旨を催告します。当該期間内に改善されなかったときは、本学は、ネーミングライツの付与を取り消し、契約を解除します。

ア 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がない場合

イ 指定する期日までに別称等サイン等の内容案の提出がない場合

ウ その他本学がネーミングライツパートの実施に関し、ネーミングライツパートに改善を求めることが相当であると認めた場合

(3) 上記により契約を解除した場合、原則、既納のネーミングライツ料は返納しません。